

令和6年9月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和6年9月3日招集

令和6年9月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第57号	令和5年度宇土市水道事業会計決算の認定について	1 別冊
議案第58号	令和5年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について	〃
議案第59号	宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第60号	宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第61号	宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について	4
議案第62号	宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	6
議案第63号	宇土市税条例等の一部を改正する条例について	7
議案第64号	宇土市支所設置条例の一部を改正する条例について	9
議案第65号	宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	10
議案第66号	宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	11
議案第67号	宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について	13
議案第68号	宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例について	14

議案第69号	宇土市公民館条例の一部を改正する条例について	15
議案第70号	宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について	17
議案第71号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	20
議案第72号	網田コミュニティセンター新築工事請負契約の変更契約の締結について	21
議案第73号	令和6年度 干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）請負契約の締結について	22
議案第74号	令和6年度 都市計画道路北段原線函渠築造工事請負契約の締結について	23
議案第75号	宇土市道路線の認定について	24
議案第76号	令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について	27 別冊
議案第77号	令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	〃
議案第78号	令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	28 別冊
議案第79号	令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	〃
議案第80号	令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について	29 別冊
議案第81号	令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第1号）について	〃

議案第 8 2 号	宇土市教育長の任命について	3 0
議案第 8 3 号	宇土市教育委員会の委員の任命について	3 1
報告第 1 0 号	令和 5 年度宇土市財政の健全化判断比率について	3 2 別冊
報告第 1 1 号	令和 5 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について	3 3 別冊
報告第 1 2 号	令和 5 年度宇土市水道事業資金不足比率について	”
報告第 1 3 号	令和 5 年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について	3 4 別冊

議案第57号

令和5年度宇土市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度宇土市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

議案第58号

令和5年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度宇土市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

議案第59号

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇土市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

附則第11項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第60号

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
宇土市網津防災センターの設置及び管理に関する条例（平成29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条、第18条関係）

（単位：円）

種別	使用料（1時間当たり）
大会議室	350
小会議室	100
和室	150
調理室	150

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第2冷暖房の項中「1時間につき」を「1時間当たり」に改め、同表ガスの項中「1回につき」を「1回当たり」に改め、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

網津防災センターの有効利用及び利便性の向上を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 1 号

宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について

宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

宇土市地域公共交通会議設置条例（平成 2 0 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「確保」の次に「及び自家用有償旅客運送の必要性、公共の福祉の確保」を加える。

第 2 条第 2 号中「及び運賃・料金」を削り、同条第 3 号中「市町村運営有償運送」を「自家用有償旅客運送」に改める。

第 3 条第 7 号中「及び」を「又は」に改める。

第 5 条第 4 項中「とき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第 6 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

第 1 1 条を第 1 7 条とし、第 1 0 条を第 1 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（守秘義務）

第 1 5 条 交通会議の委員（部会委員を含む。）及び幹事会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 9 条を第 1 4 条とし、第 8 条を第 1 3 条とし、第 7 条を第 1 2 条とし、第 6 条の次に次の 5 条を加える。

（運賃料金部会）

第 7 条 次条に規定する事項について協議するときは、交通会議の委員のうち第 9 条に規定する委員が出席する会議（以下「運賃料金部会」という。）において行うものとする。

（運賃料金部会の協議事項）

第 8 条 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、運賃料金部会が必要と認める事項

（運賃料金部会の委員）

第 9 条 運賃料金部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省九州運輸局熊本支局長又はその指名する者

(4) 住民又は利用者の代表

(部会長)

第10条 運賃料金部会に部会長を置き、前条第1号の市長又はその指名する者をもって充てる。

2 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(運賃料金部会の会議)

第11条 運賃料金部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 運賃料金部会の会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 運賃料金部会の会議の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、運賃料金部会の議長の決するところによる。

4 運賃料金部会の会議は、原則として公開とする。

5 部会長は、運賃料金部会での協議結果を速やかに交通会議の会長に報告するものとする。

6 第7条から前条までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関し必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路運送法（昭和26年法律第183号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 2 号

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 3 号

宇土市税条例等の一部を改正する条例について

宇土市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市税条例等の一部を改正する条例
(宇土市税条例の一部改正)

第 1 条 宇土市税条例（昭和 3 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 7 条第 1 項中「4 月 1 日から同月 3 0 日まで」を「7 月 1 日から同月 3 1 日まで」に、「7 月 1 日から同月 3 1 日まで」を「9 月 1 日から同月 3 0 日まで」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

(宇土市国民健康保険税条例の一部改正)

第 2 条 宇土市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項を次のように改める。

第 1 2 条 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

- 第 1 期 6 月 1 日から同月 3 0 日まで
- 第 2 期 7 月 1 日から同月 3 1 日まで
- 第 3 期 8 月 1 日から同月 3 1 日まで
- 第 4 期 9 月 1 日から同月 3 0 日まで
- 第 5 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで
- 第 6 期 1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで
- 第 7 期 1 2 月 1 日から同月 2 5 日まで
- 第 8 期 1 月 1 日から同月 3 1 日まで
- 第 9 期 2 月 1 日から同月末日まで
- 第 1 0 期 3 月 1 日から同月 3 1 日まで

(宇土市税徴収等の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 宇土市税徴収等の特例に関する条例（昭和 5 3 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の前の見出し及び同条を削り、第 5 条に見出しとして「（各納期の納付税額）」を付し、同条第 1 項中「前条に規定する通知書」を「納税通知書」に、「第 3 条」を「前条」に、「それぞれの額の合計額」を「額」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条を第 4 条とする。

第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

(宇土市税徴収等の特例に関する条例の廃止)

2 宇土市税徴収等の特例に関する条例（昭和53年条例第38号）は、廃止する。

(宇土市税徴収等の特例に関する条例に関する経過措置)

3 第3条の規定による改正前の宇土市税徴収等の特例に関する条例の規定により各納期の納付税額が通知されている場合は、当該額を各納期の納付税額とする。

(準備行為)

4 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

基幹業務システムの統一・標準化に伴い、集合税方式から単税方式へ賦課徴収方式を変更する必要があるため、関係条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 4 号

宇土市支所設置条例の一部を改正する条例について

宇土市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市支所設置条例の一部を改正する条例
宇土市支所設置条例（昭和 3 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表位置の欄中「上網田町 2 9 7 番地 2」を「下網田町 1 8 1 9 番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

網田支所を網田コミュニティセンターに併設することに伴い、同支所の位置を変更するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 5 号

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
について

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年条例第 3 3 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「法別表第 1」を「法別表」に改める。

別表第 1 の 1 の項、別表第 2 の 1 の項並びに別表第 3 の 2 の項及び 3 の項中「進学準備
給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)の改正等に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 66 号

宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
宇土市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。第 3 号において「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、「次に」を「原則として次に」に改め、同項第 3 号中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条第 2 項表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に、「宇土市地域包括支援センター運営協議会（宇土市地域包括支援センター運営協議会設置条例（平成 25 年条例第 39 号）に規定する宇土市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を「地域包括支援センター運営協議会」に改め、同項の表おおむね 1,000 人未満の項及びおおむね 1,000 人以上 2,000 人未満の項中「前項各号」を「第 1 項各号」に、同表おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正に伴い、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 67 号

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例
宇土市企業立地特別奨励金条例（平成 20 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「施設等」を「施設等及びその附帯施設」に改める。

第 3 条第 1 号中「3 年以内」を「主体施設の工事着工日から 3 年以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

条例を適用する施設等の指定要件を明確にするため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 68 号

宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例について

宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市幼稚園条例の一部を改正する条例
宇土市幼稚園条例（昭和 47 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条各号を次のように改める。

- (1) 幼稚園における保育に堪えない者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が入園を不相当と認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

幼稚園の入園制限について、実情に即した要件とするため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 69 号

宇土市公民館条例の一部を改正する条例について

宇土市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市公民館条例の一部を改正する条例
宇土市公民館条例（昭和 51 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

区分（室内面積）	使用料（1 時間当たり）
50 m ² 未満	100 円
50 m ² 以上 110 m ² 未満	150 円
110 m ² 以上 170 m ² 未満	200 円
170 m ² 以上	350 円

備考

- 1 使用者の過半数が市外居住者の場合の使用料は、10割増とする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第 3（第 10 条関係）

種別	使用料	
冷暖房（室内面積 50 m ² 未満）	1 時間当たり	200 円
冷暖房（室内面積 50 m ² 以上 110 m ² 未満）	1 時間当たり	300 円
冷暖房（室内面積 110 m ² 以上 170 m ² 未満）	1 時間当たり	300 円
冷暖房（室内面積 170 m ² 以上）	1 時間当たり	1,000 円
ガス	1 回当たり	500 円
陶芸窯本焼	1 回当たり	5,700 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の宇土市公民館条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

公民館の使用料を見直し、公民館利用者の利便性向上を図るため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第70号

宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第1条 宇土市地域コミュニティセンター条例（平成24年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

網田コミュニティセンター	宇土市下網田町1819番地
--------------	---------------

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

1 花園コミュニティセンター

（単位：円）

区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
A	1,000	1,000	1,200
B	2,000	2,000	2,400
C	6,000	6,000	8,000

備考

- 1 使用料Aは、営利を目的としないときの料金
- 2 使用料Bは、営利を目的としないが、入場料その他これに類するものを徴収するときの料金
- 3 使用料Cは、営利を目的とするときの料金

2 網田コミュニティセンター

（単位：円）

区分	使用料（1時間当たり）		
	研修室1	研修室2・会議室・調理室	多目的室
A	200	150	100
B	400	300	200
C	1,200	900	600

備考

- 1 使用料Aは、営利を目的としないときの料金
- 2 使用料Bは、営利を目的としないが、入場料その他これに類するものを徴収するときの料金
- 3 使用料Cは、営利を目的とするときの料金

4 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第2（第8条関係）

1 花園コミュニティセンター

（単位：円）

種別	使用料	
冷暖房	30分当たり	500

2 網田コミュニティセンター

（単位：円）

種別	使用料		
冷暖房	研修室1（1台当たり）	1時間当たり	300
	研修室2		300
	会議室		300
	調理室		300
	多目的室		200
ガス	1回当たり	500	

第2条 宇土市地域コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1の1 花園コミュニティセンターの表中

「

区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
A	1,000	1,000	1,200
B	2,000	2,000	2,400
C	6,000	6,000	8,000

」を

「

区分	使用料（1時間当たり）
A	350
B	700
C	2,100

」に改

め、同表備考に次の1項を加える。

4 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の宇土市地域コミュニティセンター条例の規定は、令和7年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

網田コミュニティセンターの供用開始に伴い、名称、所在地及び利用に関する事項を定めるため、並びに花園コミュニティセンターの利便性向上を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 7 1 号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

提案理由

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第72号

網田コミュニティセンター新築工事請負契約の変更契約の締結について

令和5年9月21日に議決された網田コミュニティセンター新築工事請負契約の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

契約金額	変更前	446,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
	変更後	449,326,495円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案理由

網田コミュニティセンター新築工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第73号

令和6年度 干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- 1 契約の目的 令和6年度 干潟景勝地展望広場造成工事（新設駐車場部）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 222,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 4 契約の相手方 宇土市下網田町2146番地1
山口工業株式会社
代表取締役 山口 智生

提案理由

予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 74 号

令和 6 年度 都市計画道路北段原線函渠築造工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- 1 契約の目的 令和 6 年度 都市計画道路北段原線函渠築造工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 167,090,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 4 契約の相手方 宇土市栗崎町 605 番地の 2
株式会社 渡邊建設
代表取締役 渡邊 和道

提案理由

予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負に関する契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第75号

宇土市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定する。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
4165	北段原6号線	北段原町字島ノ内 133番2地先	北段原町字島ノ内 135番49地先	
9365	下網田・木藤三線	下網田町字木藤 三1818番3地 先	下網田町字木藤 三1825番1地 先	

提案理由

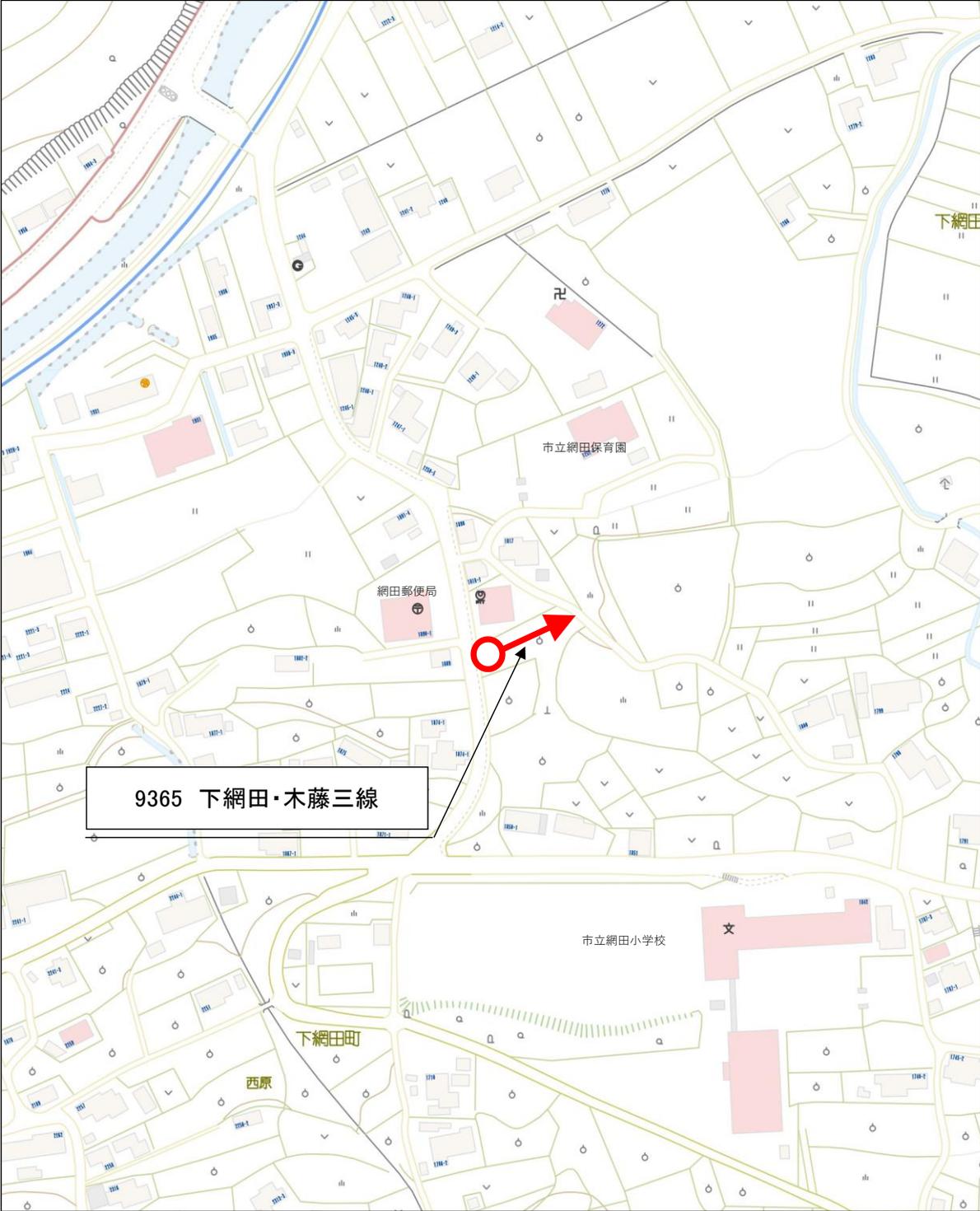
市道の路線を認定するには、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定路線位置図



認定路線位置図



議案第76号

令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

令和6年度宇土市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第77号

令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第78号

令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第79号

令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 80 号

令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 81 号

令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。